

第410回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和3年12月7日（火）午後1時30分～同3時36分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について
- (2) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について
- (3) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- (4) 第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について
- (5) 漁業権の切替えについて
- (6) 知事許可漁業操業区域の改正について
- (7) その他

3 議事

第1号議案

雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

第2号議案

かれい刺し網漁業の公示について（諮問）

第3号議案

令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について

第4号議案

火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、
矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課

課長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

課長補佐

板本 健児

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

山形海区漁業調整委員会事務局

月峯船長
機関長
漁業調整主査
海区漁業調整主査

菅原 雅直
齋藤 勝三
佐藤 由夏
大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第410回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 師走のお忙しい時期にどうもありがとうございます。今日ご出席の委員もこの後仕事があるようですが、実は私も清水屋の破産管財人をやっているんですけれども、その関係で急に4時半から裁判所との打ち合わせが急に入ってしまいまして、なんとか4時半で終わりたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。今日は議事の4号議案で、火光利用の委員会指示でまた昨年ちょっと問題になったケンサキイカを5トン以上でやらせてもらえないかというような話もあるようですので、そこでちょっと時間がかかると思います。なので、限られた時間の中で盛り沢山のことをやっていかなくてはいけないので、報告事項の点についてはなるべく時間をかけずに進めていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長、指名をお願いいたします。

会長 はい、本日の委員会の議事録署名委員ですが、飯塚委員と樋口委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

一同 はい。

会長 はい、ではよろしくお願いします。

事務局 はい、では、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。(配布資料の確認を行った)

事務局 それでは、会長、進行の方をお願いいたします。

議長 はい、それでは次第に従いまして進めさせていただきます。まず、報告事項からです。1番目の報告事項、ハタハタの採捕規制にかかる委員会指示の県公報登載等について、これにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 報告1を御覧ください。前回の委員会で、はたはた採捕の制限に関する委員会指示の発動について決議しましたものについて、県公報に掲載したものをお示ししております。10月5日発行の県公報に載りまして、関係する市町村、漁協、海上保安部、酒田・

鶴岡警察署、県内の釣具店へ周知・協力依頼をしております。12月1日から来年1月末までの委員会指示となっておりますが、はたはたの遊漁の状況や巡回指導状況などについては次回の委員会で御報告できるかと思います、簡単ですが以上です。

議長 はい。今の御説明、報告につきまして、質問、御意見等ありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。内容は例年どおりの内容で特に変わったことはありませんけれども、何かありましたら。ちなみに、秋田県もそうですし、山形県もそうなのですが、近年ハタハタの漁獲があまり振るわない。で、資源量も徐々にではあるのだけれども減少しているのではないかという見解もあるようとして、特に山形県の場合には、釣りによって捕獲される量が漁業に捕獲される量に占める割合が結構大きい。秋田県だとだいたい10パーセントくらいだそうです。山形県はそれ以上になっていますね。まあ、そういうことを踏まえて、この釣りもいつまで自由なのか、場合によっては釣りについても期間制限、例えば12月の15日までとか、20日までとか、そういう期間制限が必要な時代がいつかは来るのではないかというようなことちょっとと考えられる気もするのですが、広域漁業調整委員会の方ではそういうことも話題になっていましたので、皆さんそういうことはお感じになつていませんか。底曳きの方とか。

飯塚委員 特にない。

議長 それでは、これについては皆さん御意見特にないということでよろしいですね。

議長 続きまして、報告事項の2番目に移りたいと思います。令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果につきまして、これにつきましても、事務局より結果の説明をお願いします。

事務局 報告2の資料を御覧ください。令和3年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果でございます。要望については多岐にわたっておりますので、ひとつひとつの御説明は致しませんが、新規の要望となったものを中心にご紹介したいと思います。

資料めぐっていただきまして、令和3年度要望結果がございます。I 海区漁業調整委員会制度について、でございますが、3つほど新規要望となっております。2ページ目の4【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化についてですが、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は課題解決のための指導・助言を迅速に行うこと、また、そのためのシステム構築と運営方法の明確化を図ることとして要望しました。また、その下の5【新規】水産政策の改革については①新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと、②として改正法の下で行う次の漁業権切り替えは法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切り替えとなることから、この手続きが円滑に行われるよう国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うことが盛り込まれました。

水産庁の回答としては、今後とも説明会や動画配信等で周知を図り必要な指導助言を行っていきたい、漁業法に基づく申請や報告について関係者の負担軽減のためシステム構築している、これまでも都道府県会議を開催し担当者の理解を深め、意見交換を行ってきたが、今後とも意見交換の実施、必要な指導助言を行ってまいりたい、漁業権の切り替えにあたっても適切な時期に技術的助言を行うとするものでした。

ページが飛んで30ページ、31ページになりますが、IV 海洋性レジャーとの調整等に

についての1 遊漁と漁業の調整の項目で31ページに③新規として、スピアフィッシングに対する指導強化としまして、スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること、との要望が盛り込まれました。水産庁の回答としましては、遊漁者が使用できる漁具漁法については漁業調整規則で制限が課されており、ヤスについては使用可能な都道府県もあること、ヤスとは目的物を突き刺して採捕する漁具の1種であり、発射装置等を用いて突き刺すモリは含まれないが、様々な態様のものがあるため個別に判断する必要があるとしています。また、パンフレットの配布や遊漁団体との連携により釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているとの回答がありました。

あまりお時間もありませんので、ご紹介はこの程度にとどめますが、他の継続要望につきましても、状況変化等があったものにつきましてはアップデートされておりますので、ご確認いただければと思います。御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いします。何件か新しい要望事項も出ているのです。いかがでしょうか。スピアフィッシングは前から出ているけれど、モリとヤスの区別がよくわからないということがあるので、このへんは将来的な課題かなという気もしますけど。この要望事項に対する結果につきましてはいいでしようかね。

一同 (特になし)

議長 はい、では続きまして報告事項の3つ移ります。令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックの結果ということで、これは書面会議の結果になるのですけれども、これについても事務局の方から報告、説明をお願いいたします。

事務局 報告3の資料を御覧ください。令和3年度の全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果でございます。新型コロナウイルスの影響で今年度も昨年度に引き続き書面による表決となっております。そのため、関係者が一堂に会して案について十分な議論をするという機会がない中での議決となりました。

1枚めくっていただきますと書面決議結果が載っておりますが、令和4年度要望事項についてはいろいろ御意見はありましたが、審議の結果承認となっております。2枚めくっていただきまして、令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望書でございますが、要望書の表紙をめくっていただきますと、裏面に要望事項一覧がのっております。継続事項は10、新規が2つありました。

この新規のものについて、1つ目の新規は19ページにありますが、遊漁者に対するルール作りと漁業との調整についてとのタイトルで、遊漁における漁獲圧は資源への影響も大きく看過できないものと思われるが、遊漁者には現在操業規制や釣獲実績報告等の義務がないため、持続的で安定した漁業を営む上で危機感を抱いているとのことで、国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化するなど、遊漁者の資源利用の実態を把握し、適切かつ厳格に管理すること、遊漁者に対する規制については、漁業者に対する操業規制との公平性を担保すること。法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を促進し、漁魚の妨げとならないよう、遊漁と漁業の調整に対して実効性のある対策を実施することが新たに要望として挙げられました。

2つ目の新規要望で20ページにあります海区漁業調整委員会の運営については、コロ

ナ禍での運営にかかる端末導入費用として交付金等の利用ができるようにすることや参集が困難な場合の書面決議ができるようにすることが挙げられておりましたが、全国でのとりまとめの際に内容について精査され、交付金等を利用して端末を導入することは可能だけれども、公費で購入した場合、目的外使用は認められず適正な管理が必要になること、海区委員会は公開で行うことが原則のため、参集が困難な場合はWEB会議の形式で行うことが適切であるということがあげられ、全国でのとりまとめにおいて、こちらの要望は盛り込まないことで整理されました。

簡単ですが、御報告は以上です。

議長 ただ今の報告、説明につきまして、皆さんから質問、御意見等ありましたらお願ひします。いかがでしょうか。これは、単なるウェブ会議でやつてもよかつたような気がするのですけれども、書面決議という格好になりました。まあ、会議だと、他県の要望事項についてここおかしいのじゃないのということをなかなか言いにくいのですが、まあ、角が立ちますしね。書面決議だとその辺が相手の顔が見えないので結構言いたいことが言えるということがありますて、一応私の方で各県の要望事項を精査しまして、何か所かちょっとおかしいぞという言葉を発見しまして、それを全部文章にして送ったんですけども、まあ全部私の提案どおりに修正されての要望となっているようです。こういうことを言う時はかえって書面の方が言いやすいなというございました、角が立ちませんからね。内容的には事務局の説明のあったとおりです。では、特になくようでしたら、4番目の報告事項に移らせていただきたいと思います。

議長 4番目の報告事項、日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について、これはウェブ会議でやったのですが、これについても説明を事務局からお願ひします。

事務局 報告4-1の資料を御覧ください。11月25日開催の第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会に先立ち、前日の11月24日に日本海北部会が開催されましたので、まずは部会の方の御報告から申し上げます。議事次第にありますとおり議事の進行がありまして、(1)部会職務代理者の互選については、田中部会長からの推薦で加藤委員が選任されました。

(2)広域魚種の資源管理について①日本海北部マガレイ、ハタハタですが、マガレイの資源水準は低位、資源動向は減少、ハタハタの資源水準は低位、資源動向は横ばい。関係県は継続して取り組みを行っていますが、ハタハタについては、秋田県で漁獲規制を漁獲量での管理から漁獲努力量管理に変更して今漁期から試行的に実施する予定とのことです。これまで漁獲量規制して、前年の実績をもとに枠を配分していましたが、漁場の偏りが大きい状況があるため、漁業種類ごとに操業日数の上限管理とするものだそうです。

②スケトウダラ日本海北部系群、スケトウダラは極めて低い資源量で推移しているものの、2015年以降非常に厳しい管理措置を講じてきており、近年の資源量は増加傾向で、親魚量は増加という報告がありました。

次回の日本海北部会は来年の同時期に開催予定とのことです。

続きまして、第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会について、報告4-2の資料を御覧ください。議事次第にありますとおり、議事の進行がありました。(1)会長職務代理者の互選については、前期まで会長職務代理者を務めていた島根県の中東委員からの推薦で山口県の中島委員が選任されました。

(2)広域魚種の資源管理について、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群につ

いては、資源水準は低位、資源動向は減少。親魚量は減少傾向、再生産成功率は減少傾向との説明がありました。日本海沖合におけるベニズワイガニについては、系群全体の資源水準としては低位、資源動向は減少との説明でした。日本海西部・九州西海域マアジ・マサバ・マイワシについては、マアジ対馬暖流系群について、資源量は増加傾向で親魚量の動向は増加、マサバ対馬暖流系群について、資源量は2018年68万トン2019年45万トン、マイワシ対馬暖流系群について、資源量は増加傾向で親魚量の動向は増加、との説明がありました。

(3) 太平洋クロマグロの資源管理について、沿岸くろまぐろ漁業の委員会承認の一斉更新の結果について、原則として承認者を過去5年間の実績者として管理を一層推進している旨報告がありましたが、広域委員会指示に関する報告は特にありませんでした。

(4) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について、鹿児島の大隅海峡地区で特定漁港漁場整備事業を行っていますが、計画工事費の増加や計画期間も延長する必要があることから、事業計画変更につき当該広域委員会に意見聴取が行われ、委員会として異存ない旨回答することで決議しました。

(5) その他、TAC魚種拡大に向けたスケジュールの説明や令和4管理年度資源管理関係予算について資料のとおり要求している旨説明がありました。

次回委員会は2～3月に開催予定とのことです。簡単ですが、以上です。

議長 はい。ただいまの事務局の説明、報告につきまして、質問や御意見ありましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。我々が含まれる委員会は日本海北部会なのですが、マガレイは減少の一途で、これも多分漁業者が獲る以外あまり釣り人が釣るという魚でもないので、なかなか具体的に打つ手がないような、こうしたらしいのじやないかというようなことがあまり議論されなかつた状況でした。ハタハタにつきましては、なんとなく漁獲は減っているのですけれども、どうも水産庁さんの説明としては、漁業を行わない所にいるんだと、だから全体的には横ばいなのだという話なのですけれども、本当なのかなど、よくわからないような説明でした。あと漁獲量のところに当然釣り人の釣る量が入っていないのですけれども、それはまあ前提として釣り人の釣る量、採る量が漁獲量に比べてわずかだという認識の下での話なのですが、まあ実際、秋田県あたりでも釣り人の釣る量が漁業者の獲る量の10パーセントくらいを占めているということも秋田県の方から報告がありまして、山形県はそれ以上だというふうな話を出したらですね、どうも水産庁の方でもそんなに釣り人がたくさん採っていると思ってなかつたみたいで、今後は漁獲量の中にそういった釣り人が採っている量も、ある程度国の方で考えていかなくちゃいけないじやないかということが、長年この問題やっているはずなのですけれども、今回初めてそんな話が出てきまして、これから少しました資源評価の仕方などもしかしたら少し変わってくるのかもしれません。そんな話がこの北部会の方では出ました。あと、全体会の方なのですけれども、やはり非常に価値の高いトラフグが、やはりこれまた近年ずっと減少傾向が続いている、なかなかいろいろな取り組みは行っているけれども、横ばいにもならないし減り続けてしまうことが非常に危機感があるようとして、色々な対策を考えているようなのですけれども、なかなか難しいと。これもまた何が原因でこんなに減ってるのか分かりませんけれども、トラフグについても釣りで釣られている量は僅かだと思うので、漁獲は漁業によるものだと思うんですけれども、まあこれについてもよくわからない。あと分布とか、朝鮮半島の方まで行ってるのかとか、そもそも中国や韓国から漁獲されていないかという話なども問題になると思うのですけれども、近年はふぐを外国でも食べるような話もあるようとして、ふ

ぐを食べるのも今や日本だけの文化ではないんだなというような状況になっているようでした。外国の漁獲圧などの問題も出てくるので、その辺もまた合わせて考えなくちゃいけないんじゃないかということで、このトラフグはなかなか難しい問題を抱えているようでした。というのが、私が会議で受けた感想なので、事務局の説明を補足します。この報告は皆さんよろしいですかね。はい、では報告事項を4は了承ということで、続きまして、報告事項5の方に移らせていただきたいと思います。

報告事項の5は、漁業権の切替えについてであります。これにつきましては、農林水産部水産振興課より報告説明をお願いします。

渡邊主査 令和5年度に漁業権の切替えを迎えることから、切替えまでのスケジュールなどについて説明させていただきます。まず、漁業権について簡単に説明いたします。資料は、水産庁作成の資料からの抜粋となります。

漁業権制度とは、県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度です。漁業権の種類は、採貝藻など漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利である「共同漁業権」、一定の区域において養殖業を営む権利である「区画漁業権」、大型定置を営む権利の「定置漁業権」があります。

山形県の海面における漁業権の状況は、共同漁業権の免許を山形県漁協が受けており、定置漁業権の免許を漁業者、個人と法人の2者が受けています。共同漁業権の免許の期間は10年間で、令和5年9月1日に切替えを迎えます。定置漁業権の免許の期間は5年間で、令和6年1月1日に切替えを迎えます。

漁業法の改正が昨年12月に施行されましたが、漁業権についても見直しがされました。見直しの一つ目として、海区漁場計画、漁業権の免許内容になりますが、その作成の手続きが法律に定められました。海区漁場計画は県知事が定めるのですが、その手続きの透明性・公平性を確保することが重要であり、漁場計画の案を作成しようとするときは、漁業者や利害関係人の意見を聴かなければいけないこと、聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならないことが定めされました。

漁業法改正での見直しの二つ目は、免許の優先順位についてです。改正前の制度では、定置漁業権、区画漁業権において、法律で一律に免許の優先順位を規定していましたが、改正後は、既存の漁業者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許することとなりました。「適切かつ有効」については、資料のとおりとなります。

続いて、今後のスケジュールについて説明いたします。おおまかな手続きの流れを記載していますので、具体的な時期は今後変更になることもあると思います。

まず、共同漁業権のスケジュールをご覧ください。今後、海区漁場計画の素案の作成にあたり、漁業権の行使状況の調査や、漁業者からの意見聴取などの要望調査を行います。海区漁場計画の素案を作成したら、意見聴取、意見についての検討、検討結果の公表をパブリックコメントの手続に準じて行い、海区漁場計画の案を作成します。

県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりませんので、委員会へ諮詢をします。令和4年10月頃の予定です。

海区漁業調整委員会は、意見を述べようとするときは、公聴会を開き漁業者や利害関係人の意見を聴くこととなっています。公聴会の後に委員会で協議を行い、その後答申をいただくという流れを予定しています。委員会の意見を聴き、漁場計画を作成し、公示します。

免許の申請があったときは、県知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。そして、令和5年9月1日に免許となります。

定置漁業権は、令和6年1月1日が切替えとなっており、手続きの時期はこのスケジュールから多少変更もあるかと思いますが、おおまかな手続きの流れは共同漁業権と同じです。来年度と再来年度は、委員会での審議や公聴会の開催などがありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ただいまの説明、皆さんから御意見や質問等ございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。まあ来年度は共同漁業権の関係で4カ所で公聴会を行うということになるわけですね。

渡邊主査 はい、予定としては4箇所で行うことを考えています。

議長 後は、再来年は定置漁業権の関係で、これは2箇所で公聴会ということになるんですかね。

渡邊主査 そうですね、はい。

議長 ほかに何かありませんか、よろしいですかね、まあこれは決まっていることですかね。では、報告事項5につきましては了解ということで、次に移らせていただきたいと思います。

議長 報告事項の6、知事許可漁業の操業区域の改正についてということで、庄内総合支庁水産振興課より御報告をお願いします。

佐藤主査 漁業調整担当の佐藤です。報告6になります。今回報告として、改正が必要になる知事許可漁業は、「かれい刺し網漁業」「きす刺し網漁業」になります。

改正の理由としては、記載のとおりこれまで何度か取扱方針改正の機会がありました。その際に、本来漁業権消滅している区域が含まれていなかつたところが、意図せず漁業権消滅区域が含まれるように表記されていたことが、このたび判明したことによります。

なお、かれい刺し網漁業については、昭和52年許可取扱方針改正時から、きす刺し網漁業については、平成9年許可取扱方針改正時から漁業権消滅区域が入っている表現になっておりました。これらは、どちらも表記上ののみの整理で、実態としてはこれらの許可については、漁業権消滅区域については知事許可区域には入っていない対応をしておりますので、操業への影響はございません。

詳細の改正内容は、3に記載しているとおりです。なお、この機会に緯度経度表記についても度・分・秒から分表記に改正しております。かれい刺し網漁業での6,000メートル以内の山形県沖合海面から除く海域につき、現行では共同漁業権区域とア、イ、ウ、エの大規模増殖場部分を除くとしておりました。改正後は、現行での「共同漁業権区域」という文言を使用せず、図のAからIまでと表記し、漁業権消滅区域を含む区域を除くことに改正しております。参考に図を添付しております。

また、きす刺し網漁業についても、裏面になりますが、同じように漁業権消滅区域が含まれないように改正しております。こちらも分かりづらいため、参考に図を添付しております。なお、きす刺し網については、柱書中、「酒田市と鶴岡市の境界線」という表記でしたが、他の表記に合わせ、「共同漁業権漁場第3号」という表記に改正することにしております。

なお、改正の時期としては、かれい刺し網漁業は、許可満了の令和4年2月に合わせて次回の許可から、きす刺し網については、許可満了が令和6年8月になることから、漁期が終わる来年1月以降に変更申請及び許可証の書換え申請を出していただき対応する予定としています。報告については、以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして、皆さんから質問、御意見等あればお願ひします。操業区域の表記の方法をきちんとしたとしていることで、実態としては同じことなのでしょうけど、表記の仕方が一部漏れていたことなので、実態に規定を合わせたというような格好になったわけですね。これよろしいですかね。

一同（特になし）

議長 はい、では、報告事項は以上ですが、報告事項のその他、委員の方から何か報告事項をお持ちの方がいらっしゃればお願ひしますが、特にありませんでしょうか。では、事務局の方から何かありますか。県の方からはありませんか、報告事項のその他で。

議長 ないですか、はい、わかりました。

議事

第1号議案 雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

議長 それでは、次の議事の方に移らせていただきたいと思います。第1号議案、これは諮問案件になっております。雑魚刺し網漁業の公示についてということになります。これにつきましては、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは、資料1の方を御覧ください。雑魚刺し網漁業の公示についてということで、諮問文の方を本文から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

佐藤主査 前回、「磯さし網漁業」の知事許可新設として報告させていただきました。経緯については、前回報告のとおり改正漁業法の施行に伴い、試験操業の形ではなく「知事許可」として操業していただく必要性が出てきたことから、試験操業の許可が満了し、令和3年2月からの新規許可を出すタイミングで知事許可漁業として新設するものになります。

前回海区の際には、公示案までお示しできませんでしたが、今回、公示する内容につき諮問させていただきます。なお、漁業者との意見交換については、9月22日にさかた総合市場、10月5日に吹浦支所にて行っております。公示内容について説明し特段の異論はございませんでした。

公示資料を御覧ください。規則上は、固定式刺し網漁業となります。表の中が許可の内容である制限措置になります。漁業種類としては、雑魚刺し網漁業、水産動植物の種類は、雑魚、漁具の種類は刺し網、操業区域は裏面にございますが、現在の操業区域と同区域となっております。

漁業時期も現行の試験操業と同じで11ヶ月、推進機関の馬力数は、他許可に合わせ法定の基準を満たしていること、船舶総トン数は実態に合わせ5トン未満、許可又は認可をすべき船舶等の数は、11隻しております。こちらは事前に県漁協に希望を聞いた隻

数としております。漁業を営む者の資格については、県漁協の行使規則に合わせて遊佐町、酒田市に住所を有する者、県の漁船登録を受けた漁船の使用者は、他漁業と同じです。

(2) の申請すべき期間は、通常は1ヶ月以上の期間ということで、令和3年12月13日から令和4年1月13日までとしております。

(3) 備考にある、ア 許可の有効期間については、他の刺し網は3年ですが、毎年海岸管理者との調整等があることから1年間としております。

イ 条件については、諮問外ではありますが使用漁具数は現行試験操業の通りのほか、漁業権者が海共2号の同形態で行う操業に漁具数等の規制に関する公示を行った場合は、同じように遵守いただく旨を追加しました。

1張15反2張については、知事許可においてはこの制限とし、実態としては漁業者間の協定の中で詳細は決められており、その中で反数等は守られているとのことでした。

それから(3)として、護岸工事に支障をきたさないこととして、海岸管理者から工事の詳細が明示された場合は、それに従っていただくこととしています。来年度も消波ブロック工事に予定がある旨連絡は受けておりますので、当課でも分かり次第県漁協にお知らせすることとしています。

ウ 許可の基準については、今回が1回目の許可で当然誰も許可の実績が無いため、前年において試験操業許可の実績を有する者を優先することとしました。実際は、資格要件があることから想定した隻数での申請のみがあると思っております。

公示は、近日中に行う予定としています。諮問内容としては以上となります。よろしくお願ひします。

議長 はい、ただいまの説明につきまして、質問御意見等ありましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。私からちょっと聞きたいんですけども、一応は水産動植物の種類が雑魚となっていて、混獲ということもあるのかもしれませんけれども、ここでいう雑魚というのは、貝類とかエビカニ類は含まないという意味なのでしょうか。解釈的には、まあ混獲は別として、これはあくまでも雑魚なので、魚類ということなのですか。どなたかわかれれば教えていただければなと思うのですけども。

佐藤主査 想定と致しましてはエビカニが入ることも想定しております。

議長 それは混獲ということで、それとも雑魚の中にはエビ、カニも含まれるのですかね。魚類だけなのでしょうか。ちょっとそこら辺の解釈がどうなってるのかなと思いまして、分かりますかね。

佐藤主査 混獲に限らず、狙っていてもそれは差し支えありません。

議長 いいということですかね。じゃあ特にまあ魚類に限定しないということですね。魚貝類全般ということですね。はい。皆さんの方から他に何かありますか。

議長 あと、この知事許可区域なのですが、この知事許可区域の南側、つまり北防波堤の重なるところですよね。ここってわれわれの理解だと、北防波堤からちょっと沖へ行ったところに、水中に高さ10メートルくらいの山が作られているのですけれども、あれもまあ漁業区域に入れているということでいいのですね。たぶん防災の関係が何かで入っているとおもうのですけれど。私、前から不思議だったのだけど、この北防波堤の北側の

数十メートル沖合にこの北防波堤に沿って水中に作られているだいたい高さ10メートルくらいの細長い山があるので、あれは何のためにあるのか、御存じの方いらっしゃいますか。そもそもどこが設置したのかわからないのだけど、国が作ったのか、県が作ったのか。何となく火力発電所を津波から守るために作られたのかなと想像はしているのですけど。

加賀山課長 私も詳細わかりませんが、漁港整備などの工事の場合、防波堤を作った場合、その沖側に潜堤という言い方で、沈めておく部分を、波を弱めるためにブロックを入れたりすることがございます。もしかしたら、そういうやはり弱めるための、守るためのものではないかというふうに思われます。

議長 だいたいこの青い今回の知事許可区域のあたりにあるのですよね。ちょうど火力発電所の真ん前あたりにずっと結構長い距離であるのですけれどもね。防波堤ギリギリまで許可区域に入っているということですね。はい、わかりました。何か他に皆さんありませんか。ないようでしたら、この諮問内容については妥当であるということで、こちらの方の委員会の回答としたいと思いますけれども、よろしいですね。

一同 はい。

議長 はい、では1号議案はそのようにさせていただきたいと思います。

第2号議案 かれい刺し網漁業の公示について（諮問）

議長 続きまして、2号議案です。これも諮問案件です。かれい刺し網漁業の公示についてということで、これも水産振興課の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 はい。資料2の方を御覧ください。こちらの諮問文の方を読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

佐藤主査 かれい刺し網漁業については、許可満了が令和4年2月末ですが、このたび次回の許可開始に合わせ、新規許可の希望が2隻ありましたので新規許可を行う内容につき諮問を行うものです。

資料をご覧ください。表の中の制限措置につき、現在の許可内容と変更になる部分は、先ほど御説明した操業区域の部分だけで、漁業権消滅区域が含まれないこととなつたところのみです。ほか部分につき変更はございません。新規許可希望隻数として、2隻許可希望がありましたので、許可認可すべき船舶等の数は2隻としております。

（2）申請すべき期間は、令和4年1月14日から1ヶ月間としています。有効期間は現行どおり3年になります。

諮問外部分ですが、条件については夜間ボンデンに電灯照明をつける表記を追加しましたがそのほかは現行どおりです。優先順位をつける許可の基準については、特に実績要件をつける必要性のないことから定めておりません。

なお、新規以外の継続して許可を受ける方についての手続については、これまでどおり、許可期間満了する15日前までに継続の許可申請を出していただければ許可されることとなっています。説明としては、以上です。

議長 はい、ありがとうございました。今の説明につきまして、皆様の方から質問御意見等ありましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 これ、対象の魚種が漠然とかれいと書いてあるのですが、主に何のかれいを目的としたものになるのでしょうか。主たる漁獲目的のかれいは、その辺わかれれば。

加賀山課長 カレイ類いろいろありますて、マガレイですとか、マコガレイですとか、そういった獲れるカレイ類になると思いますので、かなり種類は多くなると思います。

議長 以前はこの区域ではイシガレイなどだいぶ漁獲があつて、漁協が活魚で出荷しているような時期もありましたが、今あまり使わないですよね。

加賀山課長 活魚自体どれほどやっているかということもありますし、イシガレイ自体の値段がもしかしたらあまり高くなくなつた。

議長 魚影もあまり見なくなつたという気がするのですけどもね、以前に比べて。はい、わかりました。委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですか。では、諮問案件ですので、ただ今の諮問に対して妥当であるというような内容での答申をしたいと思います。皆さんよろしいですね。

一同 (異議なし)

議長 はい、では2号議案は皆さんこちらの案で了承いたいたいということで終了したいと思います。

第3号議案 令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について (諮問)

議長 次に、3号議案です。令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量についてということで、これにつきましても水産振興課の方から御説明をお願いします。

加賀山課長 資料3の方を御覧ください。(諮問文を読む) 詳しくは担当の方から説明させていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、お願いします。

大川主査 では、諮問文をめくっていただきまして、漁業法第16条第1項の規定に基づきまして、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますのでご覧ください。

漁業法第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。山形県知事吉村美栄子の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきますが、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月末までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1として、マアジにつきましては、1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、これは、国が山形県に定めた数量になりますが、現行水準と定められております。2 としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県でマアジをとる漁業を総じて「山形県まあじ漁業」として定めておりまして、知事管理区分としまして山形県まあじ漁業、その配分数量としまして現行水準として定めます。

第2として、まいわし対馬暖流系群につきましては、1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、現行水準と定められております。2 知事管理区分に配分する数量ですが、山形県でマイワシをとる漁業を総じて「山形県まいわし漁業」として定めておりまして、山形県まいわし漁業について、現行水準として配分数量を定めるものです。

以上、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっておりますので、このような形で定めたいと考えております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ただいまの御説明につきまして、皆さん、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。特に具体的な数字を定めずに現行水準という考え方をするということですけれども、それについて何か御質問、御意見等ありましたら。

議長 はい、伊原委員。

伊原委員 マアジ、マイワシ、両方とも知事管理区分が山形県まあじ漁業、山形県まいわし漁業というのは、具体的にどういう漁業というのはあるのですか。

議長 漁法ということですか。

伊原委員 漁法。

議長 はい、わかりますか。

大川主査 こちらは、以前お示しした山形県資源管理方針の方で定めているのですが、山形県内でマアジを獲る漁業については総じて山形県まあじ漁業という1つの考え方で定めております。定置もありますし、他で少し獲れた場合も入ってくる、なので、県内で知事管理区分の中で採捕したマアジについては全て報告することになります。

議長 底びき、刺し網、定置あたりですね。

伊原委員 うん。

飯塚委員 これ、現行水準というと、獲れただけいいですよということの解釈。

議長 そうなるはずですよね。

大川主査 そうです、漁獲量が全国から見るととても少ないので、具体的な数字は定めいないということになります。

飯塚委員 はい。

議長 ちなみにマイワシだと現状では入ってくるのは定置ぐらいなのですか。

大川主査 ほとんど定置の漁獲だと思います。

議長 ちなみに、昨年度のマアジとマイワシの県内の漁獲量なんかはどのくらいなのでしょうか、少ないですよね、確かね。

大川主査 マアジもマイワシも、今年の1月から新しい管理が始まっているのですが、マイワシの方は1月から11月までの漁獲で全部で4.1トンほど、マアジの方は、今年、夏場結構獲っていましたので、11月までで104トンほどになっております。

議長 マアジは例年よりも多く獲れているということですか。

大川主査 例年よりは多い。

議長 あんまりわからないんですけど、マアジはあんまり3桁にならないような気がしたので、だいたい2桁で終わっていたような。

大川主査 好調ですね。

議長 でもまあ、全国の量のパーセンテージからいくと微々たるものですね、これはね。

大川主査 そうですね、はい。

議長 まあ、こういうふうな対応案ですので、特に御異議はありませんかね。

一同 (異議なし)

議長 では、この案については特に異論がない、良好ということで回答したいと思います。

第4号議案 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動について

議長 では、続きまして、第4号議案、火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい。火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示について、お諮りするものでございます。

こちらの委員会指示は元々の前身が昭和48年発動の委員会指示でございます。当時、5トン未満の着火船の新しい漁業として火光利用によるぶり一本釣漁業というものを京都の方から導入し好成績であったため、操業船が続出しました。この漁業に業界でも何らかの規制が必要とのことで委員会指示の要請があり、ぶり・たい一本釣り漁業について10キロワットの光力規制を設けるものとして、委員会指示の発動に至ったものです。その後、しばらく無期限の指示となっていましたが、時の経過とともに内容の一部に現

状とそぐわないところも出てきたため、平成26年から見直しを検討し、平成27年度の委員会で今の内容に改めることに決定し、以後一年ごとの発動としております。

元々ルールの無かった一本釣漁業の火光利用について、一定の制限を設けて漁業秩序を守るというのがこの委員会指示の趣旨となっているところでございますが、現行の指示は今月末で有効期限が切れるため、次の委員会指示を発出する必要があり、今回お諮りするものです。

一方、資料4参考にございますように、山形県小型いか釣漁業協議会からケンサキイカ操業に関して県の許可制度や委員会指示に対するご意見・ご要望がありました。11月12日に山形県いか釣漁業協議会の池田会長と進藤副会長、県漁協の佐藤指導課長が庄内水産振興課にいらして、概要は記載のとおりのお話を伺いました。

近年、本県でも漁獲量が上がってきてているケンサキイカについて、協議会でも漁業、商売としてどうか検討する方向のようでしたが、5トン以上の小型いか釣り船がケンサキイカの火光釣りでの漁ができない、委員会指示で規制されていると聞いて会で対応を検討したこと。

委員会指示では「するめいかの採捕を目的とするものを除く」との記載がありますが、それはいか釣り漁業を除くという意図ではないかというご指摘、スルメイカ狙いの操業をしているときに最近では少しケンサキイカが混じって獲れてくるようになったこと、アカイカのいる海域でもスルメイカ採捕目的なら委員会指示の規制に該当しないけれども、それはスルメイカの目的なのか疑問を持たれるのできちんと許可制にしてもらったほうがよいというお話がありました。

いか釣り船の火光設備が高い光力を有しているため、他の火光利用の漁業者や遊漁船などとの軋轢が生じる可能性があるけれども、できるだけケンサキイカの漁場でやるときには光力を抑えて他ともうまくやっていきたいということでした。近年スルメイカが非常に漁れなくなってきたという大変厳しい事情もあり、ケンサキイカに注目されたのかと思います。

ただ、ケンサキイカの全国的な漁獲の状況を見ますと、石川県より西の県で漁獲が多いのですが、多くの県では5トン未満船の操業が多く、いか釣り漁業者が獲っている場合もあるようですが、それよりも普段いか釣りをしない一本釣や刺し網等を営む漁業者が夏場のケンサキイカシーズンに操業を行うといった事例の方が多いようです。また、ケンサキイカは沿岸部で水深100メートルより浅い漁場での漁獲となり、水深50メートルや30メートルといった浅いところまで来ますので、火光利用は他の漁業にも影響が大きいため、ごく沿岸部では操業禁止区域を設けたり、6キロワットや10キロワットなどの光力規制などの対策をしている県が多い状況となっているようです。

さて、県内の状況ですが、参考の2ページ目にケンサキイカの漁獲量や金額等について漁業種類別、年別にまとめております。この3年の2019年、2020年、2021年それぞれ漁獲量が約1,500キロ、5,000キロ、9,400キロと右肩上がりに増えている状況でございます。キロ当たりの平均単価も例えば定置では千円台の半ばから2千円台前半など、それなりにいい単価となっています。

参考の3ページには直近3年の漁業種類別月別漁獲量も載せておりますが、2019年には月に1トンを超える漁業種類がなかったのに対し、2020年には定置で6月、7月の漁獲が1トンを超え、底びきで5月に1トンを超えたました。また、2021年には、定置で6月に1トンを超え、6月、7月に漁獲が多い傾向は前年と同じですが、底びきでは3月、4月と比較的早い時期に1トンを超える漁獲となっています。状況が年々変化しており、今後ケンサキイカの漁獲がさらに増えていくのかどうなのか、動向を注視する必要があると思います。

4ページ、5ページには現行の火光利用の一本釣り漁業の制限に係る委員会指示の内容、6、7、8ページ目には遊漁の火光利用の制限に係る委員会指示の内容をお示ししています。先ほどのいか釣り協議会の方が制限について、遊漁で30キロワットなら30キロワットなど決めればいいという御発言もありましたが、それは、一本釣り漁業は一律火光利用は10キロワット制限なのですが、遊漁での制限はごく沿岸の禁止、10キロワット制限から始まって段階的に30キロワットまでの制限となっているため、そのようなご発言があったものと思います。

9ページ目に一本釣り漁業にかかる現行の漁業許可と委員会指示について整理表を載せておりますので御覧ください。船舶の総トン数5トン未満の右側と、5トン以上30トン未満の左側で分けております。5トン以上30トン未満では、スルメイカを目的とする漁業として小型いか釣り漁業という知事許可漁業があります。スルメイカを目的とする漁業を営む場合この小型いか釣り漁業許可が必要となります。この操業にはあかいか、ケンサキイカの混獲を含みます。スルメイカを目的とする漁業以外の漁業は漁業許可是必要のない自由漁業になります。ケンサキイカを目的とする漁業も自由漁業ということになります。

これと火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示との関係ですが、スルメイカを目的とする漁業は委員会指示の文言通り、制限からは除外されます。スルメイカを目的とする漁業以外の漁業、ケンサキイカを目的とする漁業は自由漁業ですが、委員会指示で5トン以上の火光利用による一本釣り漁業は操業禁止とされています。昼いかはかまいませんが、火光利用の操業は禁止ということです。一方、5トン未満船についてはスルメイカを目的とする漁業は自由漁業となっており、知事の漁業許可是不要です。また、5トン以上の小型いか釣り漁業と同様に委員会指示の制限から除外されています。スルメイカを目的とする漁業以外の漁業、ケンサキイカを目的とする漁業は自由漁業ですが、委員会指示で使用する集魚灯は10キロワット以内となります。

県としてどのように規制の整理していくかは今後検討を進めていかなくてはならない課題と考えておりますが、いか釣り漁業については、様々な調整が必要となってきますので、本日は情報提供させていただくにとどめ、御意見をいただいた上で引き続き議論・検討を進めることにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 今、非常に内容盛り沢山と言うか、検討する要素がたくさんある案件に対する説明がありましたけれども、どこから手をつけていいのかなというところなのですが、基本的にはまず来年1年間、1月1日から12月31日までの1年間、従来の委員会指示を出したいけれども、それと並行してケンサキイカ、この問題をどうやっていくかということです。そういうまとめでいいのですよね。

事務局 はい。

議長 ちょっと整理すると、5トン未満のイカ釣りの船は10キロワット以下の照明でケンサキイカを獲りに行くのは全く問題がない。従来の火光釣りに関する委員会指示をそのまま来年も継続したとしても、5トン未満が10キロワット以下でケンサキイカを釣りに行くのは全く問題がない。問題になるのは5トン以上の船で仮に光力を10キロワットに抑えたとしても、そういう船が入ってくることがどうなのかという。そして、100パーセントじゃないかもしれませんけど、ケンサキイカの漁が非常に盛んな西日本の方では、概ね5トン未満の船で獲っているのが、ケンサキイカ漁のメインであるというふうな状況の下で、しかし山形県は今このようにケンサキイカが増えてきたと。で、単価

もよろしいと。とは言え、底びきなどで獲ってくるとあまり単価が良くないようですがれども、一本釣りの単価がいいということから、まあこの問題、漁業者の方から5トン以上の船を持っているいか釣りをやっている漁師の方から、なかなかスルメイカが獲れないので、スルメイカの代わりにケンサキイカの時に向かえるようにしてほしいという要望があるって、それをどうするかということなのですね。昨年も試験操業という格好で獲れるかどうかやってみたらみたいな話はあったのですけども、あれは途中で話がなくなってしまったので、検討も途中で終わってしまったのですけれど、今回その問題がまた持ち上がってきたというふうな状況にあります。

まあ、5トン未満で10キロワットを守ってくれれば全く問題ないのですけど、漁業者側の要望としては大きい船でやりたいという船は結構いるということですか。

事務局 いか釣り船で5トン以上30トン未満の許可が出ている船は、本県では4隻ありますて、10トン未満は2隻、10トン以上ですと2隻ということになります。

議長 実際スルメを獲っているのは山形県では5トン未満が多いのですね。

飯塚委員 県外船もいるわけだろう。

事務局 県外の方もいます。

飯塚委員 いっぱいいるのではないか。

事務局 そうですね、いっぱいあります。

議長 なかなか難しい問題なのですけれども。はい、伊原委員。

伊原委員 火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示の現行の中の適用漁業、火光を利用する一本釣り漁業、「するめいかの採捕を目的とするものを除く」とあるわけだけれども、だとすると、今、山形県で5トン未満のいか釣り船はこの委員会指示にかかるないとする解釈でいいですか。当然、ここに5トン以上の船舶を使用する操業を禁止すると①に書いてあって、その上には「するめいかの採捕を目的とするものを除く」ってことは、5トン未満の船でスルメイカをやる人たちは、これには該当しないということでいいよの。

事務局 はい。

伊原委員 ということは、できるということだ、現行では。

議長 スルメイカを獲ることはね。スルメイカを獲るのには、5トン未満だったらまあ10キロワット制限もありませんし、あくまでもスルメイカを獲るためにしたら。ケンサキイカを獲ろうと思ったら、5トン未満を使い、なおかつ10キロワット以下にしなくてはいけない、混獲は別としてね。

伊原委員 道具が違うのか、何が違うのかというと、同じところだから、あまり・・・それ

を踏まえて、5トン未満のこのところをどうするかということを一つ、あるわけか。

議長 今、要望としては、5トン未満はいいので、5トン以上の船で、なおかつケンサキイカを狙えるようにしてほしい。

伊原委員 5トン以上の船は制限がかかるわけだ、今は。

議長 火光利用による一本釣りができないわけですよ、スルメイカ以外では。

伊原委員 いか釣り漁業で制限がかかっているということか。

議長 スルメイカならいいけど、スルメイカ以外のイカはダメ、ヤリイカもダメだし、ケンサキイカもダメ、そういう状況ですよね。だから、指示の、「するめいかの採捕を目的とするものを除く」というものを、するめいかを取つ払つちゃって、「いかの採捕を目的とするものを除く」にしちゃえば、もうケンサキイカでもヤリイカでも獲り放題になるのですよ。それをみんなどうかという問題はありますからね。

飯塚委員 5トン以上は共同漁業権以外は問題ないということなのだろう。

議長 いやいや、ダメですよ。共同漁業権の内外関係ないですよ、火光利用の一本釣りの制限は。あくまでも、場所的に規制がかかっているのは、明石と大瀬礁だけです。沿岸からどれだけ離れてもオーケーです。この規制はどこまでもついていきます。

伊原委員 一回確認。5トン以上が4隻いるという船は、飛島の周辺の制限と、沿岸から何マイルの制限がかかっているのでしょうか。5トン以上の船の制限。

機関長 ぜんぜんかからない。

飯塚委員 距離は関係ないのか。

議長 関係ないはずだ。

飯塚委員 飛島の周りだけ？

佐藤委員 飛島の周りだけ。

飯塚委員 アカイカは混獲となれば問題ない。

議長 混獲ならぬ。

飯塚委員 何パーセント以上の水揚げというか、ケンサキの量があったら混獲とみなすとか。

佐藤主査 知事許可上はスルメイカを目的とする漁業だけ、制限しているので、アカイカを目的としているのであれば、自由漁業です。

伊原委員 アカイカの目的と、スルメイカの目的、どこが違うか。

飯塚委員 今言ったように、獲る量によって、話だけだと、いや俺はスルメイカを獲りに来たがアカイカが99パーセント獲れたけれども、俺はスルメイカを狙ってきたんだよと言われば、その目的はどの程度まで目的として認めてくれるのかどうか。モヤモヤモヤという中で、ただ目的という大きな言葉を使っているだけなのではないのか。そういったことが、混獲という言葉で濁しているわけだ、いろいろ。

議長 だから、要望する漁業者としては、ちょっと荒っぽい言い方をすれば、いざとなれば俺たち混獲という名目で入っていくぞと言いかねない状況なのですね。そうなると漁業者同士の問題が起こるじゃないですか。

伊原委員 だから、私は一本釣りの制限があるわけだから、この制限に従ってできるのは、5トン未満は可能なわけだ、現状では。で、5トン以上となってくると、道具の話があるが、アカイカの道具と、スルメイカの道具は違うのかどうか。アカイカの道具はこれです、スルメイカの道具はこれですと明確にわかるのならいいが。

飯塚委員 漁法として区別しない限り、それは難しい話だ。

伊原委員 いか釣り機械が違うとかいうのはないわけか。

議長 私がテレビで見た時は、島根、鳥取あたりのケンサキイカ釣りは、かなり丁寧に釣っていました。あんな沖のするめいか獲るみたいなガ一つという感じではなかったですよ。それに、一匹一匹生け簀に生かして水揚げします。

伊原委員 私はもうちょっと整理しながらやれる方法を検討して、その前に出た、定置の試験操業も含めて、やはりこういう状況であるならば、全て希望する船があかいを獲れるような制度にしていくと、そのためにはどうするかということをよく検討してもいいと思います。

議長 今ある需要としては、要はいか釣り船を使ってアカイカを狙えるようにしたい、それも5トン以上の船で狙えるようにしたい。でもおそらく、その中で光力については、10キロまで落とすから5トン以上でもやらせてちょうだいという要望なのでしょう。光力も無制限にするわけではないでしょう。光力については10キロに抑えると言っているのでしょう。

事務局 光力については、10キロと明言はしていないですけれども、抑えてうまくやりたいという御要望がありました。

議長 うん、たぶん流れからすると、5トン以上の船を使っても、光力を10キロで抑えるから仲間に入れてちょうだいと、我々もやれるようにしてちょうだいと、いうふうな要望のように見えるのです。で、そうなると、今度、仮に5トン以上を認めるということになると、それは全魚種について認めることになるのかということも出てくるのですよね。で、以前、酒田の海共第2号で5トン以上の船でアジを釣らせてほしいということ

があって、それを認めなかつた例がありますからね。だから、全魚種ということになると、5トン以上の船が全部の魚種に出てくるので、そうなると、今度5トン未満の船の方から反対が出るだろし、だから、そういう意味ではあかいか、ケンサキイカだけを特別扱いするという方法もあるし、また後、そうなると、例えばやりいかを獲る漁業者とのトラブルもあるわけです。だって、ヤリイカの漁場にパンパン入って釣りますから。10トンでも。実際、協定ができる前までは火光釣りで遊漁船がヤリイカを大量に採ったなんていう事もあったのですからね。今度遊漁船が2,000杯も3,000杯もヤリイカを採っているわけです。光力の制限がない以前は、そういうことが起きたわけですね。だからそうなると、本当にケンサキイカのみを対象とするのであれば、光力は10キロワットだと、5トン以上もケンサキイカについては認めるにただし、シーズンは冬期間を除くよとかね、そういういたかなり細かいものも必要になってくると思うのですね。まさしくそのケンサキイカを夏場、10キロワット以下で、5トン以上の船が獲れるという本当に一部の例外規定だけをこの委員会指示に設けるような格好にするかどうかということだと思うのです。それを今言ったように、期間も制限しない、魚種も制限しないということになると、この委員会指示が全く意味をなくしてしまうので、これによって守ろうとした漁業者あるいは資源というものが全く無秩序状態になってしまうわけですね。それはまずいんだろうということと、この非常にお値段がよろしいケンサキイカを私たちも獲りたいという5トン以上の人たちの要望をどう調査していくかという話だと思うのですよ。だから一律イカ類全部なんてならないし、一律どの魚種も5トン以上のものはないし。個人的な意見としては・・、佐藤委員どうぞ。

佐藤一道委員 あの、資料4の参考のところで確認したいのですけれども、あかいかが獲れる西の県のところで、県外のいか釣り船というのは、漁船ということでいいのでしょうか。

議長 いや、これは釣り船も入りますよ。

佐藤一道委員 私が着目したのは、まだルールが明確に決まっていないところで、漁業実態を見ると毎年堅調に獲れているようなので、遊漁も漁業も許可と指示に触れないところでは、今後増えていくと思います。なので、今日は、委員会指示については火光利用を含めたこのあかいかの要望については、参考のためということでしたけれども、私は伊原委員と一緒に、何らかの対策をして、許可なり指示は作っていった方がいいと思います。

議長 だから、この今の委員会指示を今回通してしまうと、一旦道は全て断たれる。そして、再来年度以降の話になる。もしそういうものを来年またしようと思ったら、委員会指示をなんとかするしかないのですよ。非常に時間のないところでの話になるのですけれども。そういうことだよね。

事務局 12月末で切れるので、何らかを出さなくてはいけないので出すと思うのですけれども、新しい委員会指示の内容に変えたいという場合には、出した委員会指示を廃止にして、新しい委員会指示を出すということを制度上は可能ということです。

議長 期間途中で委員会指示を替えちゃうということね。

事務局 はい。

議長 まあ、漁期的には5月ぐらいからですか、さつき見たら。まあでも、底びきでは3月頃に入るの。

事務局 まあでも、沿岸で獲ると考えると5月。

議長 5月ぐらいからがメインになるのだろうね、定置に入る頃ですね。

事務局 そうです。すみません、一道委員がおっしゃった、県外いか釣り船ということはどこのことですか。

佐藤一道委員 「アカイカ釣りをやっている県外船があった」という記載の、この県外船が漁業なのか遊漁なのか。

事務局 ここで言及している話は、いか釣り漁船のお話と理解しております。

佐藤一道委員 はい、わかりました。漁船がアカイカを獲っている実態があるということですね。

鈴木委員 この委員会指示を変えなければということを議長が言いましたけど、ちょっとこの委員会指示を変えるには、時間がなさすぎるし、もう少し多方面で協議する必要があるので、今回はこれで通し、ケンサキイカに関しては、継続審議ということで、例えば、次回でなくとも、必要があれば臨時の海区委員会を開いてもいいし、そこでもう少し議論をすればどうでしょうか。

議長 はい。

鈴木委員 今日決めるのは。。。

議長 私も無理だと思う。

伊原委員 私もこれだけの資料で決めるには無理があります。

鈴木委員 それからもう1点ですけど、やりたいイカが来ているということに関してはみんな獲りたいのだろうし、獲らせるということはいいのだけど、必ずそこに球数制限とかいろいろグレーゾーンの生まれる提案がままあるので、そこを仮に承認してしまうと山形県の場合は取締ることができない県だから、いかの違反でも容認されるような県ですから、もうこういうグレーゾーンの決め方はダメで、いいならいい、あるいはいか釣りの装備のある船は、6,000がいいのか10,000がいいのか、完全にエリアを分けて操業してもらうとか、そこまで明確な方針を示していくかなければ無理だと思います。最初のとつかかりというのは皆さん思いやシステムを理解して守ります、それが5年や10年たてばグレーゾーンになり、違反する人が出てきて何でこのルールができたか、そのルール自体も理解してもらえない人が出てきて、それを取り締まるところもないところもこんな無法地帯なところにこんなルールはいらない。だからやるなら白黒はつきり、そういうシス

テムを提案してほしいです。

議長 今の鈴木委員の意見は、いくらなんでも委員会指示は確かに1月1日からスタートする委員会指示の内容を変えるのは時間的に難しいということと、先ほど事務局からありましたように、一回出した委員会指示を期間途中で一部変更は可能だというようなことがありましたから、それとあと実際にそんな今やりたいという人たちがやる時期は5月くらいからだろうと、ということを考えると、まあまだ少し時間はあるということで、とりあえずは、1月1日スタートの分はもう目の前に迫っていますので、一旦従来どおりのものでやって、その後もうちょっといろいろなことを調査して、仮にこの委員会指示の一部を修正するのであれば、いいかげんな操業にならないように従来の一本釣り、あるいは他の魚種、漁法等抵触しないような制限を決めてやっていきましょうと、やることを検討しましょうということですかね、方向性としては。鈴木委員のおっしゃることはそういうことですよね。はい、そういうふうなことで、実際一旦この委員会指示が出ると、5トン以上の船でのケンサキイカというのは一旦ダメになるのですけれども、それについては一部解禁をするかということで、もう年内は難しいでしょうね。来年1月以降、もうちょっと検討していくというようなことですね。次の委員会はいつ。

事務局 2月を予定しておりました。

議長 仮に5月1日から委員会指示を変更しようとすると、もう内容を固める期限がどのくらい前である必要があるか。公報登載が必要だからね。

事務局 2月の委員会の後に3月の委員会をしないといけないのは確定しております、3月に変えれば5月からは間に合うと思います。

議長 4月だったら間に合わないよね。

事務局 ちょっと難しいと思います。

議長 そうすると、委員会の決まった委員会はもう一回だ、やれるところはね。

飯塚委員 試験操業の話が挙がった時でさえ、わりと議論、長くはやらなかつたけれども、ストップがかかったような形で上がってこなかつたわけなので、それを今本格的に今まで本操業の結論を出すというのは早すぎるというよりも、実際に漁業者を守るために許可する隻数を抑えなければならないとか、あるいは資源の関係でいくらイカが一年魚だからフリーで獲るだけ獲ってしまえばいいやとか、あるいは商売にならなければやらないのなら許可をどんどん出してやってもいいのじゃないかとかいろんな考えもあると思うので、私自身も今すぐ結論を出すのは早すぎるなという気がしています。試験操業でさえあれだけ一発でオーケーしたわけじゃないので、これは十分に検討した方がいいと思います。

議長 ただ、おそらくやりたいという人は、いつまでいるかわからないという気持ちもあるでしょうね、きっと。

伊原委員 少しやっぱり早めに整理をする必要があると思います。飯塚委員からもあったけ

れども、まずは完璧なる遊漁の人たち、それから漁船登録された遊漁の人たち、一本釣り漁業の手釣り、この火光釣り一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示に該当する船舶、その人たちの中で前回は試験操業をどうするかという問題が出てきた。それから、今回はそれに該当しない「するめいかの採捕を目的とするものを除く」というここに該当する人たちの船が出てきたわけだ。だから今、前回の試験操業と今回のものをひとくくりに考えるのはちょっと無理がある。そうではなくて、もともとのなぜかつこ書きされているかというと、この火光釣りの制限の種類をやるときに、いか釣りはこここの海域に来ないのだと、いうのを前提にしていた。もちろんこんなことはなかった。でも来るようになつたから、そこは別個に考えて、じゃあこの人たちをどうするかということを分けて整理しながら考えるべきだと思います。ただ資源を管理しながら、このアカイカをどう漁獲するかということを少し制限を加える、それから、海区も決めるとか、いろんな条件を付けながら、せっかくの資源なわけだから、制限を加えながらもやる方向に進めるべきだと思います。

議長 私もさつき言ったように、ヤリイカ等の問題だってあるわけだから、そういう意味で期間制限も必要だろうし、他の魚種、漁法との関係もあるから、エリアも制限する必要があるかもしれないし、当然、ワット数は抑えてもらわないといけないし、そういう枠を絞っていくことが必要かなと思っていました。では、そういうことで継続的に検討するということで、とりあえずはじゃあ来年1月1日は目の前にぶら下がっていますので、これについては、今日、事務局から提案のあった委員会指示の内容について、委員会指示を発令するということで皆さんよろしいですね。

一同 はい。

議長 現実的に、例外を一部ケンサキイカ限定で定めてそれを委員会指示の一部変更という形でやるかどうかについての検討、やるとしたらどういうふうにじやあ変更内容にするかという検討をこれからやっていくと。場合によっては変更するとすれば、早ければ来年の5月1日くらいから施行するようなこともありうるし、それが時間的に難しければ今年度は無理だから来年度にというようなことになるかもしれないということ、ちょっとその辺は見通しが曖昧なのですけれども、そのような方向で今後検討を進めていくと、そのためにはもっといろんな資料や材料を集める必要があるのではないか、情報を集める必要があるのではないか、というようなことが、今日の結論だと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。ということで、じゃあ、皆さんにお諮りしますが、第4号議案、火光利用の一本釣り漁業の制限に関する委員会指示について、1月1日以降の発動をするということで、皆さん、御異議ないですね。

鈴木委員 ちょっといいですか。

議長 どうぞ。

鈴木委員 今後の火光利用について、いか釣りに関し何らかの規制なり、緩和なりという方向付けをするのであれば、この「するめいかの採捕を目的とするものを除く」ではなく、例えはここはブリかタイかというふうに決め、これで火光利用し、いか釣りに関しては、いついつまで新たな規制を出す的な感じの流れ・・かえってめんどくさいか。

議長 ブリ、タイに限定すると、他の魚種はどうなるかということが出てきてしまうのですよね。

鈴木委員 そうか、だめか、やっぱり。

議長 スルメイカの採捕は特にオールシーズンなんだけど、今度は、シーズン限定、それからエリア限定でケンサキイカ採捕のものも除くということで、例外の例外規定みたいな格好で入れていくしかないのではないかですか。

鈴木委員 さっき、伊原委員の補足だが、この場合の指示のときはある程度漁場で皆船が固まっているので、お互い漁業者同士の監視がきくということで、あえて玉数10キロワットに決めればいいだろうとなったような経緯があつたけど、・・いいです。

議長 はい、ではこの内容で委員会指示を1月1日以降発動するということで、それについてはよろしいですね。

一同 (異議なし)

議長 はい、それでは、それにつきましては、いろんな情報を含め、内容を少し検討していくと、実質、定例の海区委員会ではもし仮に来年5月1日から内容を変更するとすれば、3月までは結論を出さないと変更は間に合わない、ということを皆さん頭に入れておいていただいて、来年度で変更が可能なのか、あるいは来年度が無理なら再来年度に向けての1年かけての検討になるのかというようなことになると思いますので、皆さんも独自の調査とか研究等を皆さん各自していただければありがたいなあというふうに思います。

議長 次にその他ですけど、その他について、委員の方から何かありましたらご提案いただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですか。次に事務局の方から何かありますか。

事務局 特にございません。

議長 では、今日は盛りだくさんな内容ですけれども、慎重かつ迅速に御審議いただきましてありがとうございます。3時半になんとか終わることができました、御協力感謝申し上げます。次回の委員会はいつですか。

事務局 2月です。

議長 だいたいこのころというのはまだ決められていない?もし候補日があれば教えていただければ。

鈴木委員 いいですか。

議長 どうぞ。

鈴木委員 2月に次の委員会をし、先ほど会長が3月まである程度白黒つけたいという結論を出したい的な話があったのですが。

議長 あくまでも、やるのならということです。5月1日以降やるのであれば、3月までには内容を決めないと間に合わない。

鈴木委員 ある程度の方向性を付けるための流れをした方がいいと思うので、そのためには1回浜にも問題をおろして、各浜の状況や意見も聞きながら協議するという方法はいかがでしょうか。

議長 これ、実際、酒田より北はやらないのでしょうか。

鈴木 わからない。

伊原委員 そういうことは、ちゃんとしておかないと、やらないでしょうというと後から問題が起きるから、言わないでおいた方がいい。

鈴木委員 要は魚がいてお金が見えるようなら皆やるから。

議長 ちなみにこのケンサキイカって、ある程度岩礁の上にくるわけですか。

伊原委員 私の経験では、相当浅いところまでいく。

議長 じゃあ下砂のところでもいる？根がなくても。私、ケンサキイカは下が根のあたりにいるのかなというイメージがあったのですが、違いますかね。

伊原委員 集魚灯で集めると、アジなどが寄ってくると、イカも集まる。

議長 はい。集魚灯つければね。

飯塚委員 ブリだとかタイだとか、魚を獲るために集魚灯で集めてやったのが元だと思う。だから、いかは後から始まってきたから、夏いか、スルメイカと、ケンサキイカ、ヤリイカなどの混獲という話が出てくると、たい・こだい刺し網でサケを獲っていてどうなのかというそういうようなこともあるから、その辺のことを考えた時に、きちんと線を引くべきところは線を引いてやらないと、同業者同士が困れば、いか釣りなんかも光力制限を協会の中でやったりとか、委員会で決めなくとも。それが獲れなければ、当然商売にならなければ、ということでそこは入っていかないわけだからいいやという、そういう単純なそういうことだけでの許可制でその許可を出してやるということにはちょっと疑問もあるが、例えば、現に稼働していないそれでも許可するのであれば、出してやるとか、底びきなども実際に動いている隻数はその隻数だが許可はそれよりも2割、3割の許可を出しているとか、実態に合っているような出し方を、ただ申請があつてその隻数の範囲だからいいやというのではなく、その辺もある程度見ないと新規加入ができ

なくなってくる。許可を持っている人と、譲渡とかそういう問題も出てくるのだろうけれども、今後許可ということに関しては、今一度見直した方が、既存の方々の申請を却下して新たな人を入れるということではないというようなことを、この改正の中ではうたっているようだけれども、ただ死んでいるやつまでもそのまんま既得権として持たせておいてやりたいなと新規加入で来る人ができないような状態ではイマイチうまくないなという気がするので、そういうところも眺めながらやつていただきたいなと思いました。

樋口委員 ちょうどいい機会だったかも。

伊原委員 皆漁師はもしも来たらと思って皆そういう船は持っているよ。

飯塚委員 それはある。

鈴木委員 他県から見ると山形県は海岸線が狭いのに船が多いから皆奪い合いになるわけ。だから、その中で、言葉は悪いがずるく考えた人が最後に笑うというような傾向がある。だから、来たものを獲らせてもいいが、必ずアメと鞭。獲ってもいいし、最低限のルールを守る人ならまあいいかというグレーゾーンを残した決め方でもいいが、それが山形県の沿岸域の漁業をどれだけ疲弊させているか。だから、水産課の曖昧さが大きな弊害になっているということを肝に銘じて考えてください。だから、組合もそうだし、獲ったものがいいという時期もあったから、SDGsではないけど、先がないのだから、あるものを、皆ルールを守りながら利用するかということを考えて少し議論してほしいです。

伊原委員 消費者だって混獲で獲った魚は買いませんという時代が来るかもしれないから、今みたいなことをしっかりと作っていかないと漁業者もそういう意識でいかないと獲ればいいや、売れるやと思えば、だんだん消費者から疑われるというか、そういう時代が来るかもしれないから、本当に我々今からしっかりとしておくかないとダメかもしれない。

鈴木委員 俺らはいいけど、次の代。今までままあまでなんとかきたけど、次はもうまあまあはきかない時代になっている。だからある程度議論をして、次の人も、飯塚さんが言うように新規の人も入りやすいような状況を提案してやった方が俺はいいと思う。

飯塚委員 アカイカというのはあったかい方の魚なのか。

伊原委員 山口県とか福岡、佐賀、長崎の方にかけて、あの辺がメインというか、本場だ。

飯塚委員 徐々に増えてきているということは、温暖化で今年あたりは北海道にても太平洋側にしても、サケの問題やイワシが大漁だとか、ブリが大漁だとかいう話が出ているけれども、これからこのへんも旬になる寒だらだつてはたしてどうなるか首を傾げているが、調査研究を水産研究所でやっていると思いますが。

阿部所長 去年もアカイカの話が出たので、ケンサキイカについてはちょっと注意してみているのですが、去年から県沖で産卵が確認されている状況です。水深5メートルくらいでヒラメの稚魚調査をしていると、ちょうどカエルの卵みたいなゼリー状の細長い卵塊

が見つかっています。昨年よりは今年の方が多かったようです。そのようにデータが少しずつ増えてきているのかなという印象です。

議長 実際、レジャー船の中でも、だいぶケンサキイカが採れるようになったことが噂になって、結構夜釣りのアジ釣りやっているとサビキで結構ケンサキイカがかからてくるらしいのですよ。だから、釣り人の中でもケンサキイカを専門にやることができないかなと考えている人はいます。特に新しい仕掛けを買うこともなくできるのでやってみたいという人は結構いるようです。情報としては、酒田沖あたりでも、結構浅いところで、アジ釣りなどは水深40メートルくらいのところでやっているので、それに結構集まっているらしいです。それで、次回の海区のだいたいの予定がわかれれば。

事務局 2月15日(火)か2月10日(木)、そのあたりが一番有望かと思っています。

議長 ではまだ確定ではありませんが、次回の委員会、2月10日の午後か2月15日午後の可能性が高いということなので、皆さんご予定いただければありがたいと思います、よろしくお願ひいたします。じゃあ、本日の委員会、非常に効率よく審議していただきましてありがとうございました。これにて本日の海区委員会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

上記のとおり第410回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和3年12月7日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 
委員 飯塚 厚司 
委員 樋口 恵佳 

